容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（想定単価）の告示

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十一号（令和八年三月三十一日）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単　価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき八、七七九円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき九、八三九円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一六、四二一円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき四、〇八〇円
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二 ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	一トンにつき一、九三九円
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆か粒品，インゴット又はペレットを得るための手法	一トンにつき六〇、六〇三円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	一トンにつき六三、四九四円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法	一トンにつき四八、〇六九円

改　正　前

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単　価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき六、三一五円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき七、〇八四円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一三、九六七円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき六、三一五円
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二 ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	一トンにつき四、六一五円
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆か粒品，インゴット又はペレットを得るための手法	一トンにつき六二、二五三円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法	一トンにつき五九、三七七円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法	一トンにつき三九、三六四円

		コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法	一トンにつき五八、九六六円			コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法	一トンにつき五一、一七二円
		(略)	(略)			(略)	(略)
		水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき五四、三九二円			水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき四七、一七七円